

## 高レベル放射性廃棄物搬出期限を守らせる公開質問状

核のゴミから未来を守る青森県民の会

- ( 1 ) 国及び事業者から、早ければ2025年4月25日までに搬出するとの約束が実行できない理由の説明と謝罪、及び今後の搬出計画についてどのような説明があったのか、その内容と時期について伺う。
- ( 2 ) 国に搬出期限を守る第一義的責任があるのは、別紙 で明白であるが、知事は国と事業者のいずれにあると認識しているのか、また、その根拠について伺う。
- ( 3 ) 安全協定は、平成6年7月時点(案)で「受け入れた日から50年以内」とあったのが、最終的に「受け入れた日から30年間から50年間とし、管理期間終了時点で、丙は、各々のガラス固化体を電力会社に搬出させる」と修正されたが、その経緯と理由及び県が修正に同意した理由について伺う。
- ( 4 ) 又、県には安全協定を締結し、ガラス固化体の搬入を容認してきた責任があると考え、知事の見解及び責任の果たし方について伺う。
- ( 5 ) 最終処分場操業開始時期が、平成6年の原子力長計では、「2030年代から遅くとも2040年代半ば(平成50年代後半)」とし、平成12年、17年、20年の最終処分計画では「平成40年代後半」と異なった理由及びこれに対して、その時点で県として、この相違点の理由と経緯の説明を求め、県民に説明すべきであったと考えるが、県の見解と対応を伺う。
- ( 6 ) 知事は2045年4月25日までに最終処分場が開始できるか、できないかを国に問うべきと考えるが、知事の見解と対応を伺う。
- ( 7 ) 開始できない場合の対応を国に求めるべきと考えるが、知事の見解と対応を伺う。
- ( 8 ) 搬出期限の順守は、国のこれまでの原子力施設の安全確保やプルトニウム利用等の原子力中、長期計画の重要な施策が実現していない経緯を踏まえれば、今後の原子力政策を進める上で基本的に国、事業者の責任である。  
今後の六ヶ所再処理工場の操業、MOX燃料加工場の操業、海外返還廃棄物の搬入の際の知事の判断は、搬出期限の約束を守ること判断材料の一つにすべきと考えるが、知事の見解と対応を伺う。

( 9 ) 今後、海外から返還されるガラス固化体及び六ヶ所再処理工場のアクティブ試験と本格操業で発生するガラス固化体の数量と六ヶ所再処理工場の操業期間をどのように見込んでいるのか伺う。

( 再処理で発生するガラス固化体の量を平成 17 年の処分計画では、平成 26 年までで年間 1,100 本から、1,500 本、平成 20 年処分計画では平成 28 年までで 1,100 本から 1,600 本としている )

( 10 ) 最終処分地選定がすすまない状況で、六ヶ所再処理工場が本格操業されれば、同工場から年間最大 1,000 本のガラス固化体が発生し、六ヶ所で貯蔵管理されることであるが、その管理期間及び搬出責任の所在は何に規定されているのか伺う。

仮りに現時点で規定されていない場合は、いつ、何によって規定するか伺う。

( 11 ) 第 7 次エネルギー基本計画には、最終処分に向けた取組の抜本強化に関する記述はあるが、六ヶ所村の一時貯蔵及び六ヶ所再処理工場からの搬出期限の順守及び、最終処分場操業開始時期が記述されていないのは容認できず、それらの計画を閣議決定して策定するように国に求めるべきと考えるが、知事の見解と対応を伺う。

( 12 ) 高レベル放射性廃棄物の最終処分地の選定が進まず、六ヶ所での貯蔵量が 10 年後には 1 万本、20 年後には 2 万本と増え、本県にガラス固化体が大量に長期間貯蔵されることになることから、選定のタイムリミットを設け、ガラス固化体の搬入と製造にも制限を設ける必要があると考えるが、知事の見解と対応を伺う。

( 13 ) 六ヶ所再処理工場で再処理事業を終了する時期及び、同工場から全てのガラス固化体が搬出され、同工場が閉鎖、解体される時期をどのように見込んでいるのか伺う。

( 14 ) 知事は、去る 3 月 25 日に、2025 年度のむつ中間貯蔵施設への使用済核燃料の受入を了承したとマスコミに語ったと報じられたが、了承した具体的根拠について伺う。

( 15 ) 両電力会社の使用済核燃料の中長期的発生見込計画と同施設から 50 年以内に搬出、再処理される担保としての、両電力会社の中長期的なプルトニウム利用計画の確実な実行及び高レベル放射性廃棄物の最終処分場の確保等を確認せずに了承したのでは根拠とは言えないと考えるが、知事の認識について伺う。

( 16 ) 県は、関西電力がフランスに再処理委託して発生する高レベル放射性廃棄物は、昭和 60 年の立地基本協定に含まれないとの認識を県議会で表明したが、第 7 次エネルギー基本計画に示された、使用済 MOX 燃料を六ヶ所再処理工場で再処理する想定も含まれないと表明すべきと考えるが、知事の認識と対応について伺う。